

〔平成16年4月1日〕
〔附属図書館長決裁〕

1 和書

(1) 刊本

- ア 慶長(1614)以前に印刷されたもの
- イ 元和(1615)以後に印刷されたもののうち、次の一に該当するもの
 - (ア) 伝本が少なく、かつ、資料的価値があると認められるもの
 - (イ) 名家の書入れ等により、特に資料的価値があると認められるもの
 - (ウ) 図画等のうち、資料的又は芸術的価値があると認められるもので、稀本と認められるもの

(2) 写本

- ア 慶長(1614)以前に書写されたもの
- イ 元和(1615)以後に書写されたもののうち、伝写本が少なく、かつ、資料的価値があると認められるもの
- ウ 名家自筆の稀本及び書簡の類
- エ 名家手写本のうち、特に資料的価値があると認められるもの
- オ 名家書入れ等により特に資料的価値があると認められるもの
- カ 図画等のうち、資料的又は芸術的価値があると認められるもの
- キ 公の記録若しくは公の文書類の原本又はこれに準ずるもので、資料的価値があると認められるもの

2 漢籍

(1) 刊本

- ア 明代正徳(1521)以前に印刷されたもの
- イ 明代嘉靖(1522)以後に印刷されたもののうち、次の一に該当するもの
 - (ア) 伝本が少なく、かつ、資料的価値があると認められるもの
 - (イ) 名家の書入れ等により特に資料的価値があると認められるもの
 - (ウ) 図画等のうち、資料的又は芸術的価値があると認められるもので、稀本と認められるもの

(2) 写本

- ア 明代(1661)以前に書写されたもの
- イ 清代(1662)以後に書写されたもののうち、伝写本が少なく、かつ、資料的価値があると認められるもの
- ウ 名家自筆の稀本及び書簡の類
- エ 名家手写本のうち、特に資料的価値があると認められるもの
- オ 名家の書入れ等により特に資料的価値があると認められるもの
- カ 図画等のうち、資料的又は芸術的価値があると認められるもの
- キ 公の記録若しくは公の文書類の原本又はこれに準ずるもので、資料的価値があると認められるもの

と認められるもの

3 洋書

ア 1500年代までに印刷されたもの

イ 1600年代以後に印刷されたもののうち、特に資料的価値があると認められるもの

ウ 名家自筆の稀本及び書簡の類

エ 写本（ウに掲げるものを除く）のうち、特に資料的価値があると認められるもの

オ 図画等のうち、資料的又は芸術的価値があると認められるもの

4 次に掲げるもののうち、特に資料的又は芸術的価値があると認められるもので、稀少なもの

ア 錦絵、版画又は双六類

イ 拓本類

ウ 古地図

エ 写真

オ 楽譜

カ その他の一枚物

5 郷土資料のうち、特に資料的又は芸術的価値があると認められるもの

6 その他館長が特に貴重図書として認めたもの

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年11月16日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年7月7日から施行し、平成18年4月1日から適用する。